

令和6年度 運行管理者一般講習受講料助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定

令和6年10月22日一部改訂

公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会(以下「青ト協」という)は、指定する運行管理者一般講習実施機関(以下「実施機関」という)が行う運行管理者一般講習に、青ト協会員事業者及び青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所(以下「事業者」という。)運行管理者等の受講に係る費用を助成し、適正な事業運営に寄与することを目的とする。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、2,880,000円とする。

(助成額)

第3条 助成額は、一律3,200円とする。なお、差額が発生した場合は、事業者負担とする。

(助成対象)

第4条 (1)青ト協会員事業者の選任届出された運行管理者
(2)青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所の選任届出された運行管理者

(対象期間)

第5条 本助成は、令和6年4月1日から令和7年3月20日までに受講したものを対象とする。

(実施機関)

第6条 青ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

(1)(独)自動車事故対策機構青森支所 TEL017-739-0551/FAX017-739-0552

(2)(株)ムジコ・クリエイト

青森モーターズスクール TEL0120-49-1060/FAX017-738-0732

八戸モーターズスクール TEL0120-28-2145/FAX0178-28-4461

弘前モーターズスクール TEL0120-66-8000/FAX0172-28-0109

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 e-ラーニング講習受講による助成金交付を受けようとする事業者は、様式1「運行管理者一般講習助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)に添付書類を合わせ、青ト協に提出しなければならない。

(助成金交付)

第8条 青ト協は e-ラーニング講習による 実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、条件に適合すると認めるときには、会員事業者に助成金を交付する。なお、対面講習での受講の場合は、青ト協及び実施機関との間で定める方法で助成を行う。

ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(その他必要な事項)

第9条 (1)この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。